

地方の中核となる 中堅・中小企業への支援

2015年4月3日

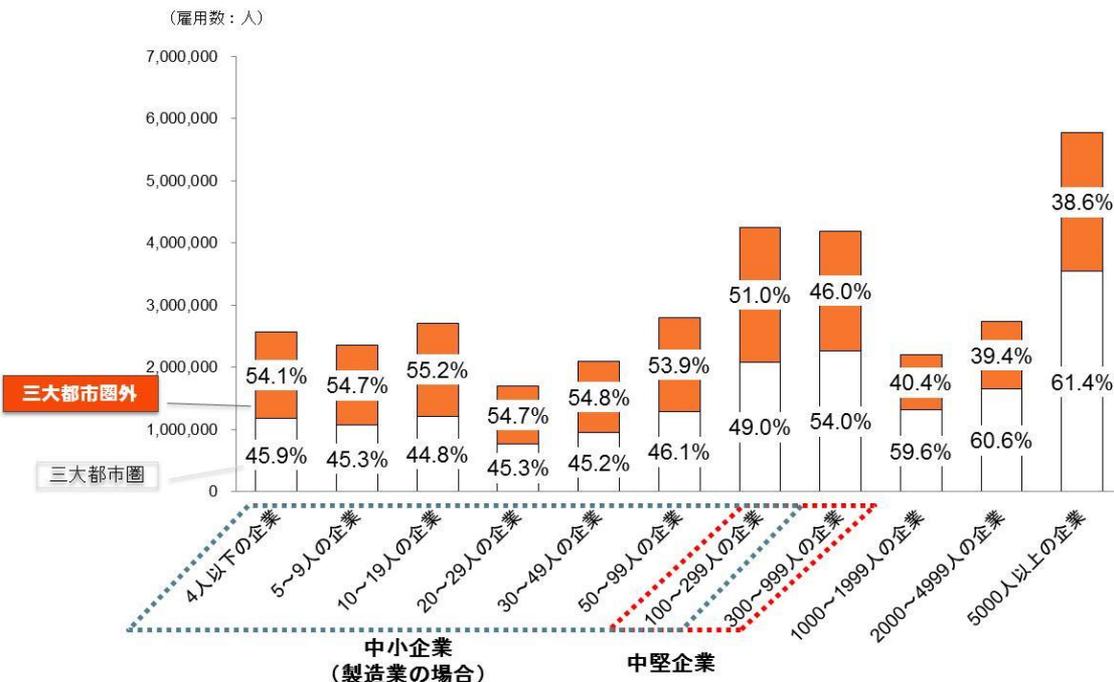
経済産業省 製造産業局

「中堅・中小企業支援パッケージ」の主旨

◆ 地方の雇用創出に大きな役割を果たす中堅・中小企業には、地域経済の担い手として中核的な役割が期待される。

- 地方にあっても、グローバル化は不可避のトレンド。
- 政府では、各省庁が連携して、製造業から農林水産業、サービス業まで、地方の中堅・中小企業が、より大きな市場に積極的に働きかけることを応援。

企業規模別・地域別の雇用者数の割合



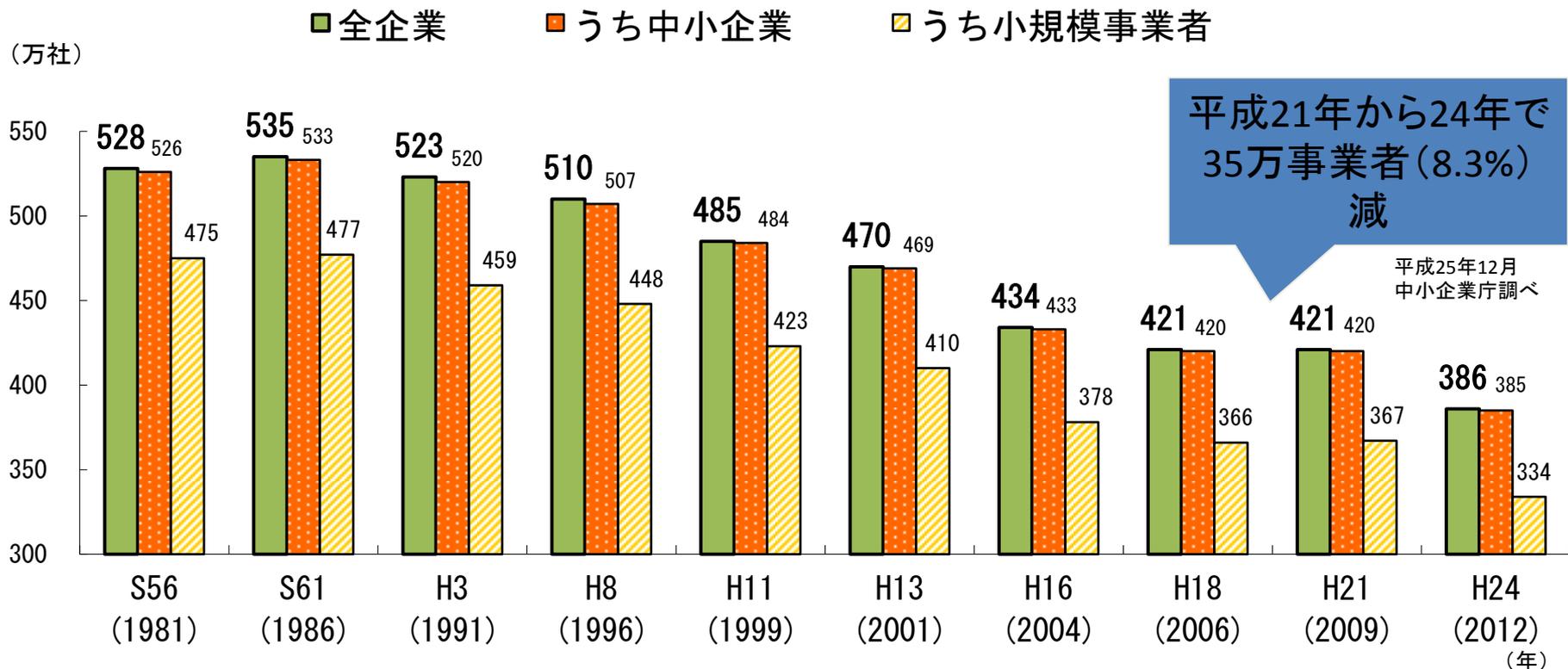
本パッケージでは、常用雇用者数100人以上～1,000人未満程度の企業を「中堅企業」として位置づけ。

【参考】中小企業基本法に基づく中小企業の定義

業種	定義 (従業員規模・資本金規模)
製造業 その他業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

(参考) 企業総数は四半世紀にわたって減少傾向

➤ 企業の総数は昭和61年以来、中小企業を中心に減少傾向にある。



資料：総務省「事業所・企業統計調査」、「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工、「平成24年経済センサス活動調査」再編加工に基づく速報値

(注) 1. 1991年までは「事業所統計調査」、1994年は「事業所名簿整備調査」として行われた。

2. 中小企業の範囲は以下の通り

- ・ 1996年以前は常用雇用者300人以下（卸売業は100人以下、小売業、飲食店、サービス業は50人以下）、又は資本金1億円以下（卸売業は3,000万円以下、小売業、飲食店、サービス業は1,000万円以下）
- ・ 1999年以降は常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の企業

※ 組合、農家等は含まれない。

地方の中堅・中小企業の発展に向けた施策体系

- ◆ 地方の雇用創出に、重要な役割が期待される中堅企業に対して、人材確保・育成から、製品開発・生産、活躍舞台の国際化まで、政府全体として取り組む。

インターンシップの充実

【経産省、文科省、厚労省他】

- ・学生インターン受入へのマッチング支援（大学等による地域インターンシップ推進）
- ・マサチューセッツ州との若者の相互派遣

研究機関等との促進

【経産省】

- ・コーディネーターによる公設試の仲介
- ・産総研の「橋渡し」機能強化
- ・NEDOによる共同研究支援

見本市への出展支援

【知財事務局、経産省他】

- ・ジャパンマークの統一
- ・ジェトロジャパンパビリオンへの出展支援（ブース確保、展示企画、物流確保、広報等）

人材確保・育成

教育機関における国際人材の養成

【文科省他】

- ・実践的な英語教育の必須科目化
- ・JETプログラムの拡充
- ・中堅企業と地元高校等との連携
- ・大学等での実践的な教育課程の開発

事業引継ぎ支援センターの強化

【中企庁】

外国人材の活用

【法務省他】

雇用特会の活用

【厚労省他】

- ・中小企業向け助成金の支給対象を中堅企業にも一部拡充

製品開発・生産

中小基盤機構ファンドの投資先拡大

- ・健康医療分野以外にも中堅企業に投資先を拡大

知財分野への支援

【知財事務局、経産省】

- ・「知財総合支援窓口」の強化
- ・知財戦略や営業秘密に関する普及啓発活動

農林水産・食品分野への支援

【農林水産省】

- ・農林水産物の輸出促進、「食文化・食産業」の海外展開
- ・6次産業化の推進、介護食品など新分野の開拓
- ・国内外の人材育成（HACCP導入促進、日本料理の普及等）

横断的な取り組み

【関係府省】

- ・外形標準課税制における軽減措置
- ・地域経済活性化支援機構によるファンド設立、資金供給促進
- ・中堅・中小企業の顕彰
- ・公務員OB等の地方の中堅・中小企業への就職支援
- ・経済団体を含めた連携の場の構築

活躍舞台の国際化

ジェトロによる支援（見本市以外）

【経産省】

- ・対日直投促進（スペシャリストによる企業誘致）
- ・輸出相談専門家支援の中堅企業への拡充
- ・地域が一体となった海外展開支援体制の整備